

埼玉県農業水利審議会の概要

一答申『「川の国 埼玉」を実現するための
農業水利施設の整備及び管理のあり方』に基づき
県が行った「川の再生」への取組等について一

平成26年11月7日～平成28年11月6日

委員任期における意見取りまとめ

事務局：埼玉県農林部農村整備課





1 今期委員任期における調査・審議テーマ、審議会開催状況

今期委員任期における調査・審議テーマ

今期委員任期においては、平成22年2月に当審議会から知事へ答申いただいた『「川の国 埼玉」を実現するための農業水利施設の整備及び管理のあり方』に基づき県が行った「川の再生」への取組等について調査・審議いただき、今後の施策の方向性等についての御意見をいただいた。

*委員任期 … 平成26年11月7日～平成28年11月6日（2年間）



	開催日	審議会開催内容
第1回	平成27年 7月28日	〈事務局からの説明〉今期委員任期における調査・審議内容について 〈意見交換〉調査・審議内容等についての意見交換
第2回	平成27年 10月16日	〈現地調査〉主に環境整備を目的として整備を行った地区 ① 長楽用水路地区 ② 入間川地区 寺山堰 ③ 伊佐沼地区 ④ 古川排水路ほか地区 笹原排水路 〈意見交換会〉 「川の再生」に取り組んだことによるメリット・デメリット等についての意見交換
第3回	平成28年 7月29日	〈現地調査〉 ① 神流川沿岸地区 … 農業水利施設を活用した小水力・太陽光発電 ② 江袋溜井・福川地区 … 溜井による水利用、環境に配慮した整備 〈意見交換会〉 答申事項に対する県の取組み等についての意見交換



2 今回任期における委員 (平成26年11月7日～平成28年11月6日)

	氏名	職名等
会長	中村 好男	東京農業大学 教授
副会長	永瀬 隆弘	埼玉県農業会議 副会長
委員	神尾 高善	埼玉県議会 議員 *平成27年度
	蒲生 徳明	埼玉県議会 議員 (環境農林委員会 副委員長) *平成27年度
	岩崎 宏	埼玉県議会 議員 *平成28年度
	萩原 一寿	埼玉県議会 議員 (環境農林委員会 副委員長) *平成28年度
	新井 保美	吉見町 町長
	田中 久子	女子栄養大学 教授
	細野 稔	荒川右岸用排水土地改良区 理事長
	藤原 梯子	認定NPO法人 水のフォルム 理事長
	佐久間 明子	元土地改良区 職員
	小林 町子	さいたま農村女性アドバイザー
	水上 外美子	一般社団法人 埼玉建築士会 相談役
小柳 直昭	公募 (土木設計コンサルタント 顧問)	



3 平成22年2月答申「川の国 埼玉」を実現するための農業水利施設の整備及び管理のあり方

1 「川の国 埼玉」の実現に向けて

(1) 水辺再生の取組み

リーディング事業を核として「川の再生」に向けた県民の気運の醸成を図る

(2) 農業水利施設に求められているもの

農業の維持発展を支える役割と施設が持つ様々な役割を担う

2 多様な役割を担う農業用水

(1) 水田農業、県土の水環境の基礎として

用水から水田、そして河川への水循環を繰り返し、県土の水環境を形成

(2) 環境を守る農業用水

地域用水や田園風景の形成、生物が棲む環境保全等多面的機能の発揮

(3) コミュニティ形成の場として

施設を核とした地域住民の多様な活動で、地域のコミュニティを形成

4 整備のあり方

(1) 河川の貴重な水源として農業用水を確保

ア 河川の貴重な水源となる農業用水の安定的取水を確保
イ 県土全域を潤すために、県は水利権の更新に向け、土地改良区等と連携し広域的に適正な配分による取水を確保

(2) 水循環の維持・保全

ア 河川、農業用水、水田の水のつながりを重視した整備
イ 冬期通水をはじめ、年間を通じた水循環の維持
ウ 繰り返し利用する農業用水の適正な水循環の構築
エ 生活雑排水の混入の防止

(3) 多面的機能の発揮を重視した多様な整備

ア 基盤整備と地域景観との調和がとれた整備
イ 水辺に棲む生物の生態系に配慮した整備
ウ 地域用水の確保・保全
エ 農業用水を利用した小水力発電の検討推進
オ 整備費用負担は県民共通の財産であると判断した上での県負担
カ 用排水の分離による水質の向上
キ 農業水利施設の整備計画の策定は、まず行政が整備指針を明示
ク 整備計画の作成は、農業関係者、地元自治会等、多様な参画の促進
ケ 中間支援型組織の育成が有効

3 農業水利施設が抱える課題

(1) 施設が持つ課題

ア 河川と水田との連続性の分断等により、魚の生息環境に影響を与えてきた
イ 用水路は流速が速く、排水路は常に水があるわけではない
ウ 土水路であった時の水質浄化機能が低下
エ 生活雑排水が農業用水へ流入することによる水質の悪化
オ 冬期は農業用水が流れないため、水環境が著しく悪化

(2) 管理する上での課題

ア 老朽化等による機能低下で、日常の点検や補修などの労力が増大
イ ゴミの投棄や生活雑排水の流入等により、施設の維持管理費や労力が増大
ウ 施設を共同管理する集落機能が低下し、土地改良区等への依存度が高まる
エ 土地改良区の多くが資金難の中、適正な維持管理に困難を来している
オ 農業者だけの負担による管理に限界がみえてきている

5 管理のあり方

(1) 共有財産として認識を深める活動

ア 多様な役割や維持管理の情報を地域住民等へ提供し協力を促進
イ 歴史的な魅力の発掘と広報により地域の財産として守る機運を醸成
ウ 愛護週間等を設定し、地域住民に農業や施設の多面的機能の理解を深める取組みが必要
エ 土地改良区の役割を分かりやすく県民に発信し理解を得ることが重要

(2) 市民参加と連携

ア 集落共同で維持管理してきた特徴を活かし地域が協力して保全管理を行う
イ 地域住民は、積極的に維持管理に参加する基本方針や役割分担を担う
ウ 維持管理にかかる費用や人的負担の役割分担は行政も含め検討

(3) コミュニティの再構築

ア 農業水利施設の適切な維持保全のため、様々な主体の参加と協力により、コミュニティの再構築が図られることが重要
イ 様々な主体による新たなつながりにより、農業水利施設と一体をなす地域資源の保全を進める必要がある



4 答申で示された「整備のあり方・管理のあり方」

整備のあり方



(1) 河川の貴重な水源として農業用水を確保

- ア 河川の貴重な水源となる農業用水の安定的取水を確保
- イ 県土全域を潤すために、県は水利権の更新に向け土地改良区等と連携し広域的に適正な配分による取水を確保

(2) 水循環の維持・保全

- ア 河川、農業用水、水田の水のつながりを重視した整備
- イ 冬期通水をはじめ、年間を通じた水循環の維持
- ウ 繰り返し利用する農業用水の適正な水循環の構築
- エ 生活雑排水の混入の防止

(3) 多面的機能の発揮を重視した多様な整備

- ア 基盤整備と地域景観との調和がとれた整備
- イ 水辺に棲む生物の生態系に配慮した整備
- ウ 地域用水の確保・保全
- エ 農業用水を利用した小水力発電の検討推進
- オ 整備費用負担は県民共通の財産であると判断した上で
の県負担
- カ 用排水の分離による水質の向上
- キ 農業水利施設の整備計画の策定は、まず行政が整備
指針を明示
- ク 整備計画の作成は、農業関係者、地元自治会等、
多様な参画の促進
- ケ 中間支援型組織の育成が有効

管理のあり方



(1) 共有財産として認識を深める活動

- ア 多様な役割や維持管理の情報を地域住民等へ提供し
協力を促進
- イ 歴史的な魅力の発掘と広報により地域の財産として
守る機運を醸成
- ウ 愛護週間等を設定し、地域住民に農業や施設の多面的
機能の理解を深める取組みが必要
- エ 土地改良区の役割を分かりやすく県民に発信し理解を
得ることが重要

(2) 市民参加と連携

- ア 集落共同で維持管理してきた特徴を活かし地域が協力
して保安全管理を行う
- イ 地域住民は、積極的に維持管理に参加する基本方針や
役割分担を担う
- ウ 維持管理にかかる費用や人的負担の役割分担は行政も
含め検討

(3) コミュニティの再構築

- ア 農業水利施設の適切な維持保全のため、様々な主体の
参加と協力により、コミュニティの再構築が図られる
ことが重要
- イ 様々な主体による新たなつながりにより、農業水利
施設と一体をなす地域資源の保全を進める必要がある



5 答申に基づく県の取組み（整備のあり方）

整備のあり方



* 答申に基づく県の取組みについて、取りまとめました。

(1) 河川の貴重な水源として農業用水を確保

土地改良区や水利組合の不断の努力により、安定的な農業用水の取水が確保され、有効に利用されている。

農業用水は水質浄化など多面的な機能も有しているため、水利権の更新にあたっては、県は積極的に対応し、利水に支障を来さない取水の確保に努めている。

(2) 水循環の維持・保全

県では河川・農業用水・水田のつながりを重視した整備を進めるとともに、生態系の保全・水環境の改善を図るため、冬期通水など年間を通じた水循環の維持に努めている。

また、用排水の分離や農業集落排水などにより、農業用水の水質保全を図り、健全な水循環の維持・保全を進めている。

(3) 多面的機能の発揮を重視した多様な整備

県では景観との調和や生態系に配慮した整備を進めている。地域用水としての確保は調整が難しい部分もあるが、冬期試験通水の実施や、防火水槽の設置など、実質的な利用が進みつつある。

小水力発電など再生可能エネルギーの活用については、当該エネルギーによる収入を土地改良区の維持管理経費に充当している事例もあり、今後の技術開発により小規模な施設も視野に入れた利用の推進が期待される。





6 答申に基づく県の取組み（管理のあり方）

管理のあり方



*答申に基づく県の取組みについて、取りまとめました。

(1) 共有財産として認識を深める活動

県、市町村、土地改良区では、各種イベントにおけるPRパネルの展示や印刷物の配布、出前講座や小学校の総合学習での説明、ホームページへの掲載等、様々な場面を活用して、農業用水の多様な役割、農業や農業水利施設の歴史的な魅力や多面的機能、またそれらを管理している土地改良区の役割などを紹介している。



(2) 市民参加と連携

「多面的機能支払交付金」を中心に、農家や非農家、都市住民等との連携や、地域による保全管理の取組みが進んでいる。

県では、費用の助成とともに、維持管理のための支援を進めている。

(3) コミュニティの再構築

様々な主体が協力し、地域の実情に合わせた取組みが進むことにより、コミュニティの再構築が図られるとともに、活動を通じた新たなつながりや、農業水利施設と一体をなす、地域資源の保全が進みつつある。





7 今期委員任期における委員意見の取りまとめ（整備のあり方）

今期委員任期中に開催した3回の審議会（1頁参照）において、各委員からいただいた主な御意見について、答申事項別に取りまとめました。

整備のあり方



(1) 河川の貴重な水源として農業用水を確保

- 攻めの農業を展開するためには、用水の安定確保は最低限クリアしなければならない課題であり、いかに健全に取水しているかということも重要なポイントである。
- 農業用水の確保は、貴重な食料を生産する上で最も重要であることを認識すべきである。

(2) 水循環の維持・保全

- 農業水利施設を介する広域的な反復利用による水循環は、埼玉県の特徴の一つである。
このため、上流部では水質が維持されているが、反復利用されながら下流へ流れる間に汚濁する懸念がある。
これは埼玉県の宿命であり、さらなる農業用水の浄化対策に取り組む必要がある。
- 県、市町村、地域住民等が連携し、水質に対する意識の啓発（水は循環するものであるから汚さずに下流へ流さなければならない）を行うことが必要である。





7 今期委員任期における委員意見の取りまとめ（整備のあり方）

整備のあり方



(3) 多面的機能の発揮を重視した多様な整備

- 「川の再生」は、地域の景観や文化活動の復活でもある。また、人が水に触れられる環境を作り、それを守っていくことも大切である。
- 地域の特徴を残した整備を行えば、地元で昔から住んでいる方は懐かしいと感じ、自分達の歴史を思い返すこともできる。
今後の事業実施にあたっては、景観の中に地域のシンボリックなものを残すような視点を持ち、その地域で昔から育ててきた自然や文化を活かした、特徴ある整備を行うべきである。



- 小水力発電等の導入には、費用負担や採算性等、様々な課題があると思われるが、売電収入を農業水利施設の維持管理経費に継続的に充当できれば、負担軽減への有効な手段となる。
技術進歩により様々な条件に対応できる機器も開発されつつあるため、設置負担の大きくない小規模な機器の設置等について検討すべきである。





8 今期委員任期における委員意見の取りまとめ（管理のあり方）

管理のあり方



(1) 共有財産として認識を深める活動

- 農業用水は、景観的、親水的に大事ということだけではなく、農産物の生産に欠くことのできない、命を支えてくれている重要な水である。このことをしっかりと認識させるにはどのような教育を行うべきか、検討する必要がある。また、消費者団体等への啓発活動も重要である。
- 農業水利施設の維持管理にあたっては、農家、非農家がお互いに理解し合い、その地域に住む人達が、地域の共有財産という認識を持ち、守っていかなければならない。
- 地域住民の農業用水に対する関心には差があり、ほんとうの意義がわからないまま、ただ漠然と“良くなって欲しい”と思っている場合もある。
農業用水と一般の河川の違いや農業水利施設の意義等について整理し、地域住民に知らせる必要がある。
- 中学校や高校の課外授業として、素晴らしい整備状況や施設の維持管理を頑張っている地域の方々の姿を見せ、ボランティア活動などによる“体験”をさせたい。
若い方に農業水利施設や水循環への関心を持ってもらうだけでなく、何か良いアイデアが生まれることを期待したい。
- 地域にある農業水利施設の歴史や謂れは、子供達が聞いてもワクワクする。
施設の役割や歴史等を教えてもらった上で維持管理活動に関われば、地域への誇りや愛着も湧くと思われる。
子供達が地域の水や川、農業用水等に興味を持つよう、教育部門と共に様々な活動に取り組むことが必要である。





8 今期委員任期における委員意見の取りまとめ（管理のあり方）

管理のあり方



(2) 市民参加と連携

- 整備された農業水利施設について、農家ではない人も交えて維持管理を行い、施設を活用したいろいろな取組みを行っていることは素晴らしい。
地域にある施設は、自分達で守り管理するという意識を持って取り組んでいけば、よりよい環境が得られるのではないか。
- 農業水利施設の維持管理に係る労力等について、農家側、都市住民側のそれぞれでポイントに換算し、相殺できることを認識したい。
例えば、都市住民側は、農業水利施設から環境面の恩恵を受ける代わりに、施設の維持管理に必要な労力を提供するが、農家側は、農業施設に人が入ることにより迷惑を被ることもある。
- 今後とも農業水利施設を維持し続けるために、農業関係者や地域住民の負担をどのように考えるか、行政のサポートをどのように行うか等、現状を見据えながら考えていくべきである。
- 農業用水は河川ではないため、行政ではなく土地改良区等が維持管理を担っているが、水質浄化やゴミの撤去等については土地改良区等が負担する範疇を超えている部分もあるのではないか。





8 今期委員任期における委員意見の取りまとめ（管理のあり方）

管理のあり方



(3) コミュニティの再構築

- 「多面的機能支払交付金」等を活用して、地域住民等がコミュニケーションをとる場を設置し、農業水利施設の維持管理活動が持続できるよう、みんなの気持ちを高めていくことが必要である。
- 地元住民による農業水利施設の清掃等を通じて、地域のコミュニティが再構築されるよう、啓発活動をどのように行っていくか検討すべきである。



審議会で得られた貴重な御意見、
御助言等につきましては、
今後の県の事業等に
活かしてまいります。

